

「第12次鳥獣保護管理事業計画、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)」(案)に対する意見募集の実施結果について

- 1 意見募集期間 平成29年1月23日(月)から平成29年2月21日(火)まで
- 2 意見総数 1件
- 3 意見の反映状況 今後の取組に反映・参考とする
- 4 意見の概要

【第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)】

意見の概要	意見に対する県の考え方
<p>獣害対策も防護柵から捕獲に転換され、まとめられた計画は現状把握、目標等良く理解できますが、P9「5 現状 (6)その他特記事項」やP14「7 個体数の調整に関する事項 (6)指定管理鳥獣捕獲等事業の実施」に関連する取組みについての実感がありません。</p> <p>獣害に悩み、農作物をあきらめ、耕作放棄地が増加し、疲弊している地域があります。</p> <p>①獣害防止計画、捕獲事業等ですが、大枠で県が計画し、市町村に落とし込み、更に地域毎に具体化するようにすべきではないでしょうか。そして、地域との一体感で対策ができると思います。</p> <p>②地域ごとに実行計画を立て、推進していただきたい。</p>	<p>「鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置法に関する法律」に基づく被害防止計画につきましては、地域の実情に応じて関係市町が策定するものであり、被害防止に関する市町の方針等が記載されております。</p> <p>また、指定管理鳥獣捕獲等事業につきましては、県が主体となり捕獲を実施し適正な生息管理を行うものですが、実施地域毎に期間や区域等を実施計画で定め実施しております。</p>

